



平成 23 年 11 月 4 日

各 位

会社名：株式会社 ダイナック
代表者：代表取締役社長 若杉 和正
(コード番号：2675 東証第二部)
問合せ先：取締役 管理本部長 法務・総務部長
品質保証本部長 CSR 推進担当
大和田 雄三
(電話：03 3341 4216)

決算期（事業年度の末日）の変更に伴う株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、平成23年11月4日の取締役会において、平成23年12月22日開催予定の第67回定時株主総会で「定款の一部変更」が承認されることを条件として、下記のとおり株主優待制度の基準日の変更をすることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成23年11月4日に発表いたしましたとおり、当社の決算期（事業年度の末日）を現在の毎年9月30日から毎年12月31日へ変更することに伴い、株主優待制度の基準日の変更をするものであります。

2. 変更の内容

株主優待制度は、従来の決算期及び中間期末である毎年3月31日及び9月30日現在の株主名簿に記載された1単元（100株）以上保有の株主様に対し贈呈しておりましたが、決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、毎年6月30日及び12月31日現在の株主名簿に記載された1単元（100株）以上保有の株主様に対し、別紙のとおり年2回、株主優待お食事券またはお米（コシヒカリ）を贈呈いたします。

3. 実施時期

平成23年12月31日現在の株主名簿に記載された1単元（100株）以上保有の株主様より実施いたします。

4. 平成23年12月31日現在の株主様への株主優待について

決算期変更の経過期間となる第68期事業年度については、平成23年10月1日から平成23年12月31日までの3ヶ月決算となる予定ですが、平成23年12月31日現在の株主名簿に記載された1単元（100株）以上保有の株主様に対し、従来どおり、別紙のとおり基準・内容で、株主優待を実施させていただきます。

以上

【別紙】

(1) 贈呈基準

所有株式100株以上500株未満の株主様に対し

株主優待お食事券 2千円(1,000円券2枚)

所有株式500株以上1,000株未満の株主様に対し

株主優待お食事券 6千円(1,000円券6枚)

所有株式1,000株以上の株主様に対し(一律)

株主優待お食事券12千円(1,000円券12枚)

株主優待お食事券をご希望されない株主様には、贈呈した株主優待お食事券全てをご返送頂きました場合、2kg 5kg 10kgのお米(コシヒカリ)を贈呈いたします。

(2) 利用方法

株主優待お食事券は、当社が経営する店舗(贈呈に際しまして別途一覧表にてご通知いたします)においてご飲食される際にご使用いただくことができます。

(3) 有効期間

) 6月30日現在の株主様に対し贈呈する株主優待お食事券
同年10月1日より1年間

) 12月31日現在の株主様に対し贈呈する株主優待お食事券
翌年4月1日より1年間

(4) 送付時期

6月30日現在の株主様・・・9月下旬頃

12月31日現在の株主様・・・翌年3月下旬頃